

重要事項の説明書

弊社に商品先物取引の委託をされるにあたり、下記に説明するものについては特に重要な事項です。それぞれの事項をお読みになり、充分ご理解の上、お申し込みください。

【商品先物取引の危険性】(委託のガイド - 2頁~8頁参照)

- (1) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等の10倍から30倍に相当する額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな利益や損失が発生するハイリスク/ハイリターン取引です。お客様の取引が実際にはどの程度の総取引金額に相当する取引となっているのか常にご留意ください。
- (2) 商品先物取引では、元本や利益が保証されていないことはいまでもなく、相場の変動によっては預託した取引証拠金等が短期間に減損する恐れがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生する恐れがあります。
- (3) 前二号の他、受託契約に関する事項であって、お客様の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの
- (4) 前三号の他、受託契約の概要その他の主務省令で定める事項
・電子取引に関する規程 ・ホームトレード「浪漫飛行」利用要綱

【証拠金取引とハイリスク・ハイリターン】

商品先物取引は証拠金取引ですから、総取引金額を用意する必要はなく、一定額の証拠金を商品取引員に預ける(「預託」といいます。)ことで行うことができます。金の取引を例にしてみます。

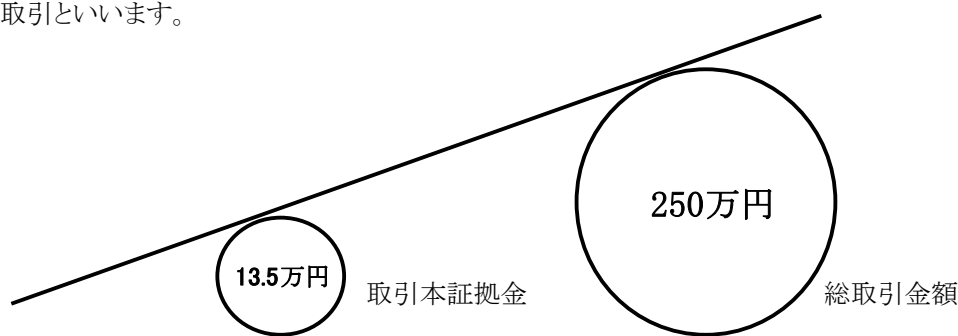
《例》金1グラムあたり(呼値の単位)の値段が2,500円の時、取引は1キログラム(1,000グラム)(取引単位)からになりますので、総取引金額としては250万円になります。

$$\underline{2,500\text{円}(1\text{グラム})} \times \underline{1,000\text{グラム}} = \underline{2,500,000\text{円}(総取引金額)}$$

しかし、商品先物取引の場合は、その250万円の総取引金額は必要でなく取引証拠金を預託することで取引ができます。

$$\underline{(平成21年5月現在) 金 1枚} = \underline{135,000\text{円}(取引本証拠金)}$$

このように、総取引金額に比較して、小さな資金(取引本証拠金)でできるような取引をレバレッジ取引といいます。



※通常、取引本証拠金の10倍~30倍程度の取引を行うものであります。

《例》	(取引銘柄)	(呼値の単位)	(値段)	(取引単位・倍率)
	金	1グラム	2,500 円	1,000 倍

$$\text{総取引金額} = \boxed{2,500,000} \text{円} \quad \text{取引本証拠金(1枚)} = \boxed{135,000} \text{円}$$

(平成21年5月現在)

【損益計算の仕方】

$$\text{値幅} \times \text{倍率(取引単位)} \times \text{枚数} = \text{損益}$$

少額の資金で大きな取引をした場合、大きな利益が発生する可能性もありますが、大きな損失が発生する可能性もあります。具体例で考えてみましょう。

《例》金を2,500円(1グラム)で10枚買いスタートした場合。(取引本証拠金1枚13万5000円の場合)

* 売りスタートの場合は、逆に考えます。手数料は考えないことにします。

値段	値幅	倍率(取引単位)	枚数	損益
2,620円 ↑	120円	× 1,000倍(グラム)	× 10枚	= 1,200,000円
2,590円	90円	× 1,000倍(グラム)	× 10枚	= 900,000円
2,530円	30円	× 1,000倍(グラム)	× 10枚	= 300,000円
2,500円	(金 10枚 取引本証拠金 135万円でスタート)			
2,470円	-30円	× 1,000倍(グラム)	× 10枚	= -300,000円
2,410円	-90円	× 1,000倍(グラム)	× 10枚	= -900,000円
2,380円 ↓	-120円	× 1,000倍(グラム)	× 10枚	= -1,200,000円

※値動きによって証拠金以上の利益が発生することあれば、証拠金以上の損金が発生することもあります。

1. レバレッジが高くハイリスク・ハイリターン取引です。
2. 商品市場における相場の変動により損失が生じる可能性があり、その変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する恐れがあります。

【適合性の原則】(委託のガイド - 9頁~10頁、15頁参照)

弊社(商品取引員)は、お客様の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行ってお客様の保護に欠け、または欠けることとなる恐れがないように受託業務を遂行することが求められています。

つきましては、「口座設定申込書」の所定の事項は正確に記入し、また、これらの事項に変更があった時には速やかに弊社までご連絡をいただきますようお願いいたします。

投資可能資金額とは、お客様が、商品先物取引の担保として預託する全ての取引証拠金の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で差し入れることのできる資金としてお客様に設定していただく金額です。この額を変更される場合には、所定の審査を実施いたしますので、担当の外務員又は管理部までお問い合わせください。

【商品先物取引未経験者の保護措置】

弊社は、商品先物取引の経験のないお客様が適合性の原則に反する取引を行うこととならないよう、取引開始の日から3カ月間は特に新規委託者保護措置期間と定め、この期間に相応しい取引量の目安として、投資可能資金額の1/3に相当する取引本証拠金による取引とすることを定めています。

この定めに基づき、お客様が新規委託者保護措置期間中に建玉の為に使用できる取引本証拠金の額(取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金は除く)の例としては次のとおりとなります。

(例) 投資可能資金額を900万円と設定した場合

$$\frac{\text{投資可能資金額}}{3} = \text{取引可能額}$$

$$\frac{900\text{万円}}{3} = 300\text{万円}$$

注: 上記、金額はあくまでも例でありますので、口座設定申込時には、お客様が損失を被っても生活に支障のない金額を設定して下さい。(取引可能額 1万円未満は切り捨てる)

【お客様が指示すべき事項】(委託のガイド - 15頁～16頁参照)

- (1) 商品取引所名・商品名。
- (2) 何月限を取引するのか。
- (3) 売付けか、買付けか。
- (4) 新規に建玉するのか、すでに建玉があるときはそれを仕切るのか。
- (5) 何枚取引したいのか。
- (6) 取引希望価格をあらかじめ指定して注文(指値)するのか、価格を指定しないで注文(成行)するのか。
- (7) 指値ならそれをいくらで、その注文の期限はいつまでの注文なのか、成行なら何日のいつの場節(取引を行う時刻の区分のこと)で取引を行うのか。
- (8) 特定取引の場合には、その種類、その他の必要事項についても指示して下さい。

*東京工業品取引所では、上記(6)及び(7)の部分が他の商品取引所と異なっていますのでご注意ください

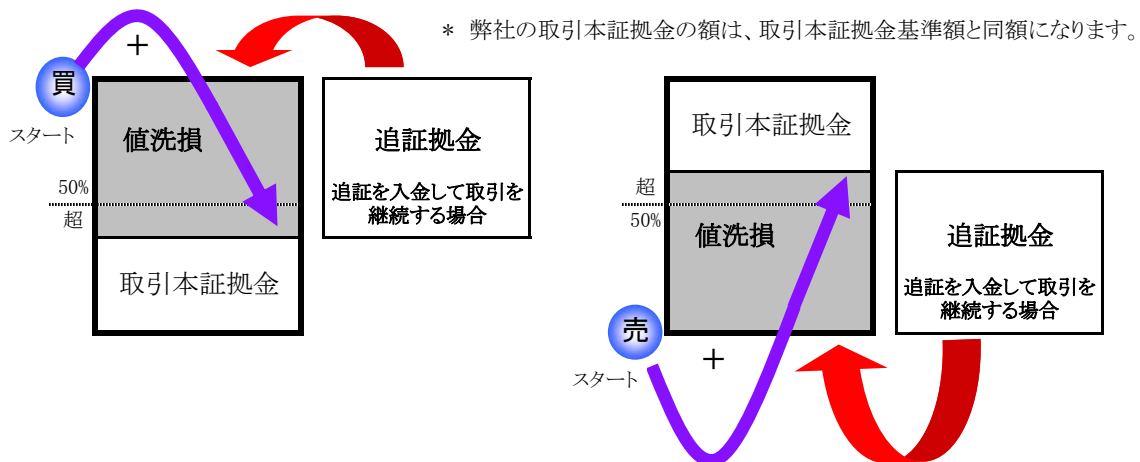
【取引証拠金について】(委託のガイド - 6頁、16頁～22頁参照)

(1) 取引本証拠金/本証(ほんしょう)

本証は、商品取引所が商品ごとに定める取引本証拠金基準額を下回らない範囲において商品取引員が定めています。弊社「取引本証拠金一覧」をご参照下さい。お客様は注文して取引を行う時に、この本証を商品取引員に預託する必要があります。

(2) 取引追証拠金/追証(おいしょう)

その日の最終約定値段等により計算した値洗損が取引本証拠金基準額の1/2を超えてしまった場合取引を継続する為には追証が必要になります。取引を継続しようとするのであれば、追証(取引本証拠金基準額の1/2以上値洗い損の全額)を預託し、相場の回復を待つ事が出来ます。(相場の変動によっては追証が二度、三度と発生することがあります)。相場の変動により、値洗損がゼロまたはプラスに回復すれば追証の預託は必要なくなります。



《例》取引銘柄 ⇒

東京工業品取引所 金

 倍率 (取引単位) ⇒

1,000

 倍

取引本証拠金 ⇒

135,000

 円の場合、追証が発生するライン ⇒

-67,500

 円超

◆ 買いスタートした値段が、2,500円とした場合、その日の最終約定値段等が、2,432円以下となったときに追証が発生します。

◆ 売りスタートした値段が、2,500円とした場合、その日の最終約定値段等が、2,568円以上となったときに追証が発生します。

そのときの対処としては、

- ① 追証を入金して取引を継続する(上図)
- ② 取引の一部を決済する
- ③ 取引の全てを決済する

いずれかが考えられます。

相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続させたいのであれば、追加的な取引証拠金等を預託する必要があります。

※電子取引「浪漫飛行」では、立会中の現在値における値洗損が取引本証拠金基準額の1/2を超え、取引追証拠金の発生が見込まれる場合は、取引追証拠金に相当する金額を証拠金余剰額から予め差し引きます。(電子取引に関する規程第15条第3項)

※決済による不足の対処の場合は、決済する建玉の取引本証拠金の合計額が不足金額以上となった場合に対処済みとなります。翌営業日において値洗損が回復したり、一部決済による差引益金の発生により不足がなくなっても対処済みとはみなされません。(電子取引に関する規程第20条)

(3) 取引定時増証拠金/定増 (ていまし) と取引臨時増証拠金/臨増 (りんまし)

本証や追証以外にも商品取引所より預け入れが求められる証拠金があります。これには、定増と臨増があります。

- (1) 定増は、当月限 (とうげつぎり) となった取引について商品取引所が預入れを求めるものです。具体的には、1月に8月限の商品を取引したとします。一ヶ月前の7月までに反対売買での決済をしないと、当月限になり、定増の預入れが求められます。お客様はこの定増を、商品取引員が指定する日時までに預託しなければなりません。(銘柄によっては、二ヶ月前までに決済しないと定増の預託が必要になるものもあります)
- (2) 臨増は相場の変動が著しい時、あるいは何らかの要因によって激しい値動きが予想される時に相場の過熱を沈静化させる為、商品取引所が上場商品の種類や限月等を指定して「臨時に」預け入れが求められる証拠金です。臨増が生じた場合、お客様はこれを商品取引員が指定する日時までに預託しなければなりません。

【追証などを預託しない場合】

追証や取引証拠金不足額等をお客様が預託せず、どの取引を処分するかについて指示が無い時は、商品取引員はあらかじめお客様に通知した上でお客様の建玉の全部又は一部を任意に処分することになります。

【預り証拠金余剰額(取引証拠金)の返還】(委託のガイド - 22頁~33頁参照)

建玉に関係しない余剰の証拠金や決済によって発生した差引の益金(預り証拠金余剰額)の全部又は一部の返還を受けたいお客様は、担当外務員にご請求下さい。商品取引員は請求のあった日から4営業日以内に返還します。

【委託手数料】(委託のガイド - 24頁参照)

お客様が取引を行った場合は、商品取引員が定める委託手数料を支払わなくてはなりません。この委託手数料には消費税が課税されます。その額及び徴収の時期は商品取引員により異なります。弊社「委託手数料一覧」をご参照下さい。弊社での委託手数料及び消費税の徴収時期は、当該取引を決済した時とします。

いずれにしても、商品先物取引を行う場合には、委託手数料及び消費税の額を十分に考慮する事が必要です。そうでないと、取引そのものは利益を得ても、委託手数料及び消費税を引いたら結局はマイナスになってしまったということが起こります。

【電子取引の委託手数料】

弊社は、電子取引「浪漫飛行」の手数料を、営業マンを介して行う通常の取引より安価に設定しております。詳しくは、「浪漫飛行」委託手数料・抜幅一覧表またはホームページにてご確認ください。

【電磁的方法による書面の交付】

弊社の電子取引「浪漫飛行」におきましては、ログイン画面内のメニューにて、電磁的に売買報告書ならびに定期残高照合通知書を確認できるようになっております。お客様の同意により、書面の郵送を省略させていただきます。

【電子取引における免責事項】

万が一、弊社の電子取引システムが回線障害、機器障害、天災、その他弊社の責めに帰すことができない事由等により作動せず、お客様に損害が発生したとしても、弊社はその責任を負わない旨の免責事項が「電子取引に関する規程」に記載されています。お取引開始前に再度、ご確認ください。

【禁止行為について】(委託のガイド - 37頁～47頁参照)

外務員は、以下のような行為をすることが禁止されていますので、このようなことがありましたら、弊社管理部0120-50-4288にすぐにご連絡下さい。なお、ここでは特に重要な禁止行為だけを説明しています。その他の禁止行為につきましては、委託のガイド39P～45Pでご確認ください。

【断定的判断の提供の禁止】

商品市場における、価格動向や取引による損益等の不確実な事項について、外務員が「必ず値上がりする。」「必ず値下がりする。」「絶対利益が出ます。」「損はしません。」等の断定的判断を提供することや「必ず」等の表現を使用しなくとも、その表現の前後の文脈や説明の状況から判断して、それがお客様をして「確実である」と誤認させるおそれがあることを告げて勧誘することは禁止されています。相場ですから、「絶対に」ということはありません。もちろん、外務員が様々な情報を得て自分の相場観について絶対的自信を持っていることもあるでしょうが、それはあくまでも外務員の相場観にすぎないということを認識して下さい。お客様は、外務員が相場観を示した時はその根拠となる情報を聞いて、自分が持っている情報を総合して、自分の相場観を形成することが必要です。

【損失補てん等の禁止】(委託のガイド - 41頁～43頁参照)

商品取引員からの損失補てんの申込、約束と履行を禁止するとともに、顧客と商品取引員が事前又は損失発生後に損失補てんの約束をすることを禁止しています。ただし、損失が取引員の違法行為等の「事故」に起因する場合、その損失を補てんする事を禁止しないが、「主務省令で定める場合」を除いて取引員が補てんの申込、約束、提供を行う前に、主務大臣の事故確認を受けることが必要です。

【両建取引について】

弊社がお客様に同一の銘柄について同一の限月、同一の枚数の両建を勧誘することは禁じられています。また、限月、枚数が異なる両建であってもその趣旨についてお客様の十分なご理解がない限り受託することはできません。両建の効用及びその危険性については別紙「予測が外れた場合の売買の対処について」に拠り詳しく説明しておりますのでご確認ください。

【弊社の自己取引】

弊社（商品取引員）も商品取引所の会員又は取引参加者として、弊社の名義で売買（自己取引）を行っております。そのため、結果的に自己取引の内容（「買い」または「売り」）がお客様の玉の内容と同じであったり、または、反対であったりすることがありますが、商品取引員は故意に自己の取引をお客様の取引に対当させてお客様の利益を害することとなるような取引をすることを禁じられています。いわゆる「向い玉」）。

【弊社お取引に関する相談窓口】

お取引に関する相談は、弊社管理部0120-50-4288までお申し出下さい。